平成２９年（フ）第１０号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日２丁目36番地２号
破産者　合同会社ニューフィールド那智勝浦
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第２１号
広島市中区江波南２丁目16番22号
破産者　徳松工業株式会社
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１０３３号
千葉市花見川区幕張町１丁目7780番地の１
破産者　富士菱興株式会社
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０３４号
京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台１丁目32番12号、開始決定時の住所千葉県習志野市香澄６丁目14番16号
破産者　山本　照夫
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
群馬県沼田市下久屋町876番地１
破産者　株式会社五洋
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第７号
大分県佐伯市野岡町１丁目９番22号
破産者　株式会社共栄電工
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１１号
大阪府岸和田市阿間河滝町173番地の２
破産者　奥　　和代
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２５２号
大阪府泉佐野市日根野4091番地―516
破産者　高松　栄藏
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３６２号
大阪府泉大津市田中町２番19号ドリーム201号、前住所大阪府岸和田市門前町２丁目12番９号
破産者　杉原　友和
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
奈良県大和郡山市高田町９番地１―15―513郡山駅前団地、開始決定時の住所奈良県北葛城郡河合町大字川合910番地
破産者　藤岡　修三
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
新潟市西蒲区漆山1920番地１
破産者　小林　和廣
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６３号
広島市中区舟入町２番15―１―201号
破産者　和田　裕至
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３２号
川崎市多摩区菅馬場４丁目３番４―１号
破産者　神能万佐子
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４３３号
東京都府中市浅間町４丁目５番地の２　クリオ武蔵小金井南壱番館　207
破産者　佐藤由美子
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
静岡県浜松市東区有玉北町1285番地
破産者　髙井　義忠
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６７６号
京都市山科区東野八代１番地66、破産手続開始決定時の住所京都市山科区東野八反畑町58番地の14
破産者　大石　七郎
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７３０号
広島市安佐南区長束西２丁目４―20ヴィラ池之内102、開始決定時の住所広島市中区江波栄町13番17号
破産者　堀　　浩一
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部